

以下に示す事項のほかは、別添2 地域若者サポートステーション事業に係る仕様書（以下「仕様書」という）による。

○事業の実施期間等（仕様書 第1の3）について

青森地域若者サポートステーションにおける開庁時間は8時30分から17時15分、閉庁日は日祝及び12月29日から1月3日、青森県観光物産館（以下「アスパム」という）の閉館日とする。

開庁時間及び閉庁日は、協議のうえ契約期間の途中で変更する可能性があることについて了解すること。

○実施場所（仕様書 第2の1）について

青森地域若者サポートステーションにおける実施場所は、ジョブカフェあおもり内とする別添1、別添平面図参照：契約面積 18 m²

建物賃借料は月額7万円を予定していること。光熱料は人数で案分することとなり、令和5年度は1人あたり概ね4千7百円程度（月額）であったので、参考とすること。但し、令和6年度は当該額から12%程度の増加が見込まれることに留意すること。

なお、利用者の駐車場利用料に係る受注者の経費負担は無償とする見込みであること。

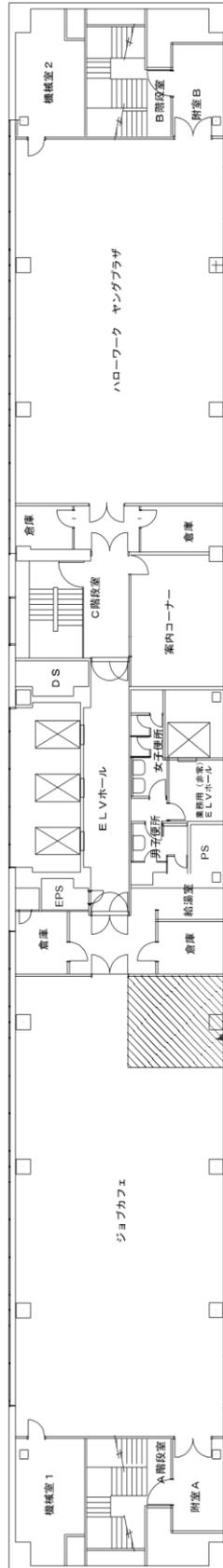
ただし、実施計画策定段階で青森労働局と協議のうえ決定するものとする。

○地方公共団体との連携（仕様書 第3の7）について

青森地域若者サポートステーションにおいては、青森県若年者就職支援施設一体的運営協議会の構成員となること。（別添2参照）

また、青森地域若者サポートステーションにおいては、弘前市、弘前就労支援センターと連携を図り、出張相談等の対応を図ること。弘前就労支援センター内にサテライト窓口を設置する場合は、建物賃借料、利用者の駐車場利用料に係る受注者の経費負担は無償とする見込みであること。共益費、光熱水料については、人数で案分することとなる。ただし、実施計画策定段階で青森労働局と協議のうえ決定するものとする。

3階平面図



あおりり若者サポート
ステーション
スペース



「青森県若年者就職支援施設一体的運営協議会」設置要綱

(目的)

第1 「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の若年者就職支援施設の一体的な運営に取り組み、学卒者を含めた若年者の就職支援の強化を図るため、若年者就職支援施設一体的運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所管する。
(1) 若年者就職支援施設の一体的運営方針の策定に関すること
(2) その他若年者就職支援施設の一体的運営に関すること

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は青森県商工労働部労政・能力開発課長、副会長は青森労働局職業安定部長をもって充てる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 会議は、必要に応じて会長が召集する。
2 会長は、必要があると認めた場合は、必要に応じて第3に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
3 会議の進行の事務は、会長がつかさどる。

(庶務)

第5 協議会の庶務は、青森県商工労働部労政・能力開発課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行する。

別表（第3関係）

青 森 県	青森県労政・能力開発課	課 長
	青森県教育庁学校教育課	課 長
青 森 労 働 局	青森労働局職業安定部	部 長
若 年 者 就 職 支 援 施 設	ジョブカフェあおもり	センター長
	ハローワークヤングプラザ (青森公共職業安定所)	所 長
	あおもり若者サポートステーション	総括コーディネーター
労 使 団 体	連合青森	事務局長
	一般社団法人青森県経営者協会	専務理事
商 工 団 体	青森県商工会議所連合会	事務局長
教 育 機 関 等	青森創生人財育成・定着推進協議会	地域連携 コーディネーター
	青森県高等学校長協会就職対策委員会	委員長
	青森県高等学校PTA連合会	事務局長
ジョブカフェあおもり及び サテライトスポット関係自治体	青森市経済政策課	課 長
	弘前市商工労政課	課 長
	八戸市産業労政課	課 長
	むつ市産業雇用政策課	課 長
事 務 局	青森県労政・能力開発課	

青森県における若年者就職支援施設の一体的運営方針

制定	平成	23年	10月	24日
改正	平成	24年	3月	27日
改正	平成	25年	3月	26日
改正	平成	25年	12月	20日
改正	平成	26年	3月	27日
改正	平成	27年	3月	17日
改正	平成	28年	3月	23日
改正	平成	29年	3月	24日
改正	平成	30年	3月	23日
改正	平成	31年	3月	25日
改正	令和	2年	3月	26日
改正	令和	3年	3月	30日
改正	令和	4年	3月	23日
改正	令和	5年	3月	24日
改正	令和	6年	3月	22日

1 一体的運営の目的

本県の雇用情勢は改善傾向にあるものの、依然として厳しい状況に置かれている新規学卒未就職者や手厚い就職支援を必要とする若年求職者が多い。

このような状況下、新規学卒未就職者をはじめとした若年求職者に対する就職支援機能を一層強化するため、若年者就職支援施設を一体的に運営することにより就職支援を充実させ、若年者の就職の促進と定着率の向上を目指す。

2 一体的運営施設の対象業務

(1) 対象施設

一体的運営の対象施設は現在青森県観光物産館（アスパム）3階に所在する下記の3施設とする。

ア ジョブカフェあおもり（県内3カ所のサテライトスポットを含む。）

【現在の事業内容】

ジョブカフェあおもり（以下、「ジョブカフェ」という。）は、平成16年度から事業を開始し、青森県、厚生労働省、経済産業省（平成23年度で終了）のそれぞれから事業委託を受け、若年者向けの各種セミナー等の開催やキャリアカウンセリング等の事業を実施している。

また、県内3ヶ所（八戸市、弘前市、むつ市）にサテライトスポットを設け、求人情報の提供やカウンセリング等を実施するほか、青森労働局で来所者端末及び相談員を配置している。

弘前市－平成25年8月5日（月）に運用開始。

八戸市ー平成25年8月1日（木）に運用開始。

むつ市ー平成24年8月1日（水）に運用開始。

イ ハローワークヤングプラザ

【現在の事業内容】

ハローワークヤングプラザ（以下、「ヤングプラザ」という。）は、平成16年度にジョブカフェに併設するハローワークとして、ハローワーク青森の学卒部門を移設し、若年求職者や学卒者等を対象とした職業紹介等の事業を実施している。また、平成22年9月からは、新卒応援ハローワークとして、新卒者及び卒業後3年以内の未就職者の就職支援を実施している。

ウ あおもり若者サポートステーション

【現在の事業内容】

平成19年度から事業開始した青森県若者サポートステーションは、現在厚生労働省からの事業委託を受け、一定期間無業の状態にある若者等を対象としたキャリアコンサルティング事業等を実施している。

なお、当該事業については、平成23年度から県内全域を対象に事業を実施していたが、平成25年度からは、地域若者サポートステーション事業の強化を図るため、県内を東青下北地域、津軽地域、南部地域の3地域に分け、それぞれ「あおもり若者サポートステーション」（以下、「あおもりサポステ」という。）、「ひろさき若者サポートステーション」、「はちのへ若者サポートステーション」として事業を実施している。

エ 一体的運営を行う若年者就職支援施設の愛称

一体的に運営する若年者就職支援施設の愛称を「ヤングジョブプラザあおもり」とする。

(2) 一体的運営の開始日

ア 開始日

- ・プレオープンー平成23年11月9日（水）から
- ・本格オープンー平成24年4月2日（月）から

(3) 一体的運営の具体的な内容

ア 各施設一体となった運営

(ア) 総合案内窓口の設置

- ・若年者就職支援施設の窓口を一本化し、来所者の利便性を高め、ニーズに合わせた誘導を行う。
- ・プレオープン時はジョブカフェ内に設置し、本格オープン時には利用者の利便性を確保するため、両施設の間接点に近いジョブカフェ

の会議室を改築し設置。

- ・総合案内窓口の運営は、他の施設と連携しながらジョブカフェが新たに担当者を配置して実施。

(イ) 各施設の開館時間

各施設の開館日時については下記のとおりとする。

開館日時（3施設共通）

- 利用時間 月～土 8時30分から17時15分
- 休館日 日・祝日・年末年始・アスパム休館日

(ウ) 情報の共有化

一体的運営による一貫した就職支援を行うため、各施設がそれぞれ保有する企業・求職者情報について、当該企業又は個人の事前承諾を前提に個人情報保護に配慮しつつ共有化する体制を整え、可能な限り共有化を図る。

イ 若年求職者に対する一貫した就職支援の実施

(ア) チーム支援の実施

一人でも多くの若年者が就職できるよう3施設で下記のとおりチーム支援を実施する。

・チーム支援の対象者

次に掲げる者で、3施設の関係者で構成する支援チームがチーム支援を行うことにより就職に結びつくと考えられるもの

- ①学卒未就職者
- ②非正規労働者（不本意就業者）で正規雇用を強く希望する者
- ③就職への意欲が高いのに失業期間が長い者（概ね1年以上）
- ④高校中退者
- ⑤上記のほか、相談者の個々の状況を勘案し、チーム支援が有効と考えられる者

※1月当たり新規対象者を平成25年度からは5～7人程度とする。

※支援期間は概ね3か月程度とする。

・チーム支援の内容

- ①支援内容の検討
- ②支援計画の作成・決定
- ③支援の実施
- ④支援状況の確認
- ⑤アフターフォロー

(イ) カウンセリングから職業紹介、職業訓練の手続等就職までの一貫した支援の実施

本格オープンからヤングプラザに、「職業訓練相談コーナー」を設置し、若年者の職業訓練の相談・受講指示等を行うことにより、就職支援の更なる充実を図る。

(ウ) ヤングジョブプラザあおもり「就勝クラブ」の実施

平成24年度から学卒未就職者等の早期就職を支援するため、一体的運営の強みを活かし、若年求職者の就職を短期・集中的に支援する「就勝クラブ」を実施する。

・主な内容

○社会人基礎力向上セミナー ー担当：ジョブカフェ

○職業講話、適職診断 ー担当：ジョブカフェ

○職業相談・職業紹介 ー担当：ヤングプラザ

○面接準備セミナー ー担当：ジョブカフェ

ウ 各種事業の連携の強化

3施設において、連携強化する事業について協議しながらジョブカフェが事業計画を作成し、各施設で連携内容を確認しつつ、下記の事業等について連携して実施する。

(ア) 各種セミナーと面接会の合同開催

(イ) ジョブカフェ事業にハローワークが企業開拓や就職支援に協力

(ウ) ジョブカフェの内定者向けセミナーに係るハローワークの協力

3 一体的運営実施事業の目標値

【目標1】○「ヤングジョブプラザあおもり」の新規登録者数 3,500人

【目標2】○チーム支援者数 70人／年

○チーム支援者の就職率 84.0%

【目標3】○紹介就職者数 1,150人／年

○就職率 39.8%

【目標4】○就勝クラブ参加者数 110人／年